

千葉県特定最低賃金改正決定について

千葉県労働局

下記産業の事業場で働く労働者に適用される7業種の特定最低賃金が下記のとおり改正されました。

支払賃金を最低賃金と比較する場合、賃金から精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外勤務手当、休日出勤手当、深夜勤務手当、賞与及び臨時の賃金は除外します。

業種		改正額 (時間額)	発効日	改正前 (時間額)	引上げ額
特 定 最 低 賃 金	調味料製造業	827円	平成25年12月25日	817円	10円
	鉄鋼業	867円	平成25年12月25日	857円	10円
	はん用機械器具、生産用機械器具製造業	843円	平成25年12月25日	833円	10円
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	846円	平成25年12月25日	836円	10円
	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業	829円	平成25年12月25日	819円	10円
	各種商品小売業	807円	平成25年12月25日	795円	12円
	自動車（新車）小売業	838円	平成25年12月25日	827円	11円

(参考)

千葉県最低賃金	改正額 (時間額)	発効日	改正前 (時間額)	引上げ額
	777円	平成25年10月18日	756円	21円